

総発第231号
令和2年12月1日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 丸山 至

定期監査結果に対する措置等について

令和2年10月27日付監発第42号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
八幡総合支所 建設産業課	注意 事項 大台野飲雑用水水質検査業務委託契約について、委託した業務内容の履行確認をせずに委託料が支払われていた。相手方から完了通知書及び委託業務目的物引渡書が提出されているものの、提出日、業務完了年月日、検査年月日、検査職員等の欄が空欄となっており、收受印もなく回覧もされていなかった。 委託業務完了後は適切に検査等を行い、委託した業務内容を確認した上で、委託料を支払うこと。	支出命令起票時において、委託契約に基づく決裁済みの完了報告書類を添付書類とするなど、完了確認事務を徹底する。
松山総合支所 地域振興課	注意 事項 松山生涯スポーツ振興事業委託契約について、契約検査課が示す契約事務フローによると、最初に仕様書等の認定伺の決裁、次に見積施行伺の決裁、最後に契約伺の決裁をとることとされている。しかし、仕様書等の認定伺及び見積施行伺の手続をせずに、契	契約事務フローに則り、課内チェック表を作成し、決裁に際してチェック表を添付し、二重・三重に確認するチェック体制の強化を図った。

	<p>約伺のみをもって契約が締結されていた。また、業務委託契約書に委託期間（契約締結日から令和3年3月31日まで）、業務委託料（44万円）等が示されているものの、業務内容に関する記載が示されていないため、委託した業務内容が適正に履行されているか確認することができない。</p> <p>契約書に業務内容を明示するとともに、契約検査課が示す契約事務フローに則り、適切に契約事務を執行すること。</p>	
--	--	--